1 事 業 名

三芳町と所沢市との公の施設の利用に関する協議

2 事業の概要

本市の公共下水道が布設されていない三芳町との行政境に居住する本市の住民等が、浄化槽処理した雑排水を、三芳町所有の下水道管を通じて排水できるようにするため、地方自治法第 244 条の 3 の規定に基づき、三芳町との協議を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、隣接する自治体間で相手方自治体所有の公共下水道を自己の住民等の利用に供するため、公の施設の利用に関する協議を行っている。

- 4 市民参加の実施の有無とその内容なし
- 5 関係法令、基本計画との整合性地方自治法、下水道法、所沢市下水道条例
- 6 事業費及びその財源等 なし
- 7 その他

添付書類

・所沢市の住民が三芳町所有の下水道管を利用する案内図

所沢市の住民が三芳町所有の下水道管を利用する案内図 町 三芳町雨水管 管径 500 mm 三芳町雨水管 管径 1,000 mm 三芳町雨水管 管径 300 mm